

港区ブロック塀等除却・設置工事 支援事業のご案内

ブロック塀等の除却工事及びそれに伴う新規塀の
設置工事を実施する場合、費用の一部を助成します



写真提供：一般財団法人 消防防災科学センター

地震発生時の倒壊による人的被害を未然に防ぎ、区民及び通行人等の生命を守るとともに、安心して暮らせるまち、災害に強いまちの実現をめざします。

既に除却・設置工事の契約をしたもの、既に除却・設置工事を実施したもの、この制度又は細街路拡幅整備事業による助成を受けたことがあるものは申請できません。

助成対象となる塀

- ①区内の道路（一般の交通の用に供する道を含む）沿いに設けられた安全性を確認できないブロック塀等であること。
- ②除却をしようとするブロック塀等の高さが前面道路の路面の中心から1.2mを超えること。
- ③建築基準法第6条に基づく確認申請による建築確認を受けたものであって、検査済証を発行されるもの（設置工事の場合）。
- ④建築物の解体及び建築に伴う除却・設置工事でないこと。
- ⑤不動産の譲渡又は売買を目的とするために所有するブロック塀等に係る除却・設置工事でないこと。

助成対象者

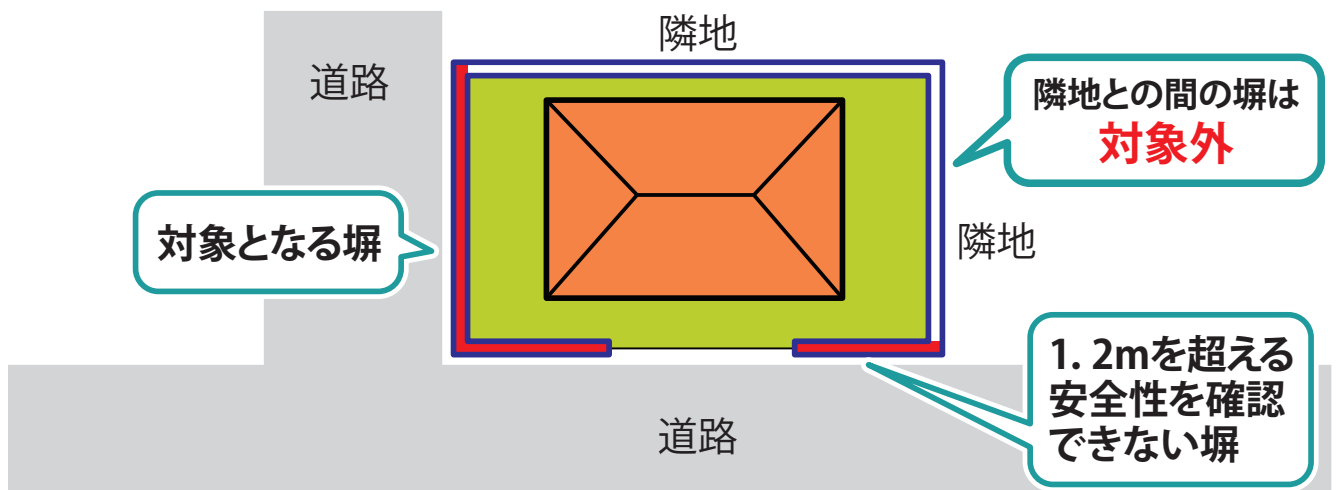
除却・設置工事に係るブロック塀等が存する土地の全部又は一部の所有者で、次のいずれかに該当する方

個人	<ul style="list-style-type: none"> ●その世帯に属する方に、住民税を滞納している方がいないこと。 ●複数の方が権利を有する場合は、当該権利を有する方の全員の同意により管理者として選任された方。 ●外国人の場合は、永住許可を受けている方又は特別永住者として永住できる資格を有する方。
マンション管理組合	<ul style="list-style-type: none"> ●区分所有者の集会の決議により選任された方又は持分の合計が過半となる共有者の承諾を得た方。
中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。 ●宅地建物取引業者又は不動産賃貸業等を営む方でないこと。

助成内容 (千円未満は切り捨て)

	除却工事	除却に伴う新規塀の設置工事
対象	コンクリートブロック塀、万年塀、大谷石塀、レンガ積塀等	フェンス等
助成額	6,000円/m以内	1万円/m以内 (除却したブロック塀等の長さが上限) 又は 設置工事に要した費用の1/2 の少ない方の額 (助成限度額 20万円)

※助成対象工事に要した費用には、消費税相当額は含みません。



事前協議に提出が必要な書類

除却・設置工事を契約、実施する2週間前までに、次の各号に掲げる書類を提出し申請手続きをしてください。

共通

1. 港区ブロック塀等除却・設置工事助成に関する事前協議申請書（区様式）
2. 助成対象工事に係る土地の登記事項証明書の写し（3か月以内に発行されたもの）
3. 除却工事の場合は計画図（案内図、配置図、立面図、断面図、構造図等）
設置工事の場合は設計図書（案内図、配置図、立面図、断面図、構造図等）
4. 建築基準法による確認済証の写し（設置工事の場合）
5. 工事見積書の写し（内訳書を含む）
6. 既存のブロック塀等が分かる写真



〈個人の場合〉

1. 複数の方が共有する場合は、当該共有者全員の同意により管理者として選任された方であることを証明する書類の写し及び除却・設置工事の施工に関する同意書の写し
2. 世帯全員分の住民票の写し（3か月以内に発行されたもの。続柄を記載。外国籍の方は、国籍、在留情報も記載。）
3. 世帯全員分の住民税の納税証明書の写し（非課税の場合は、住民税の非課税証明書の写し）

〈マンション管理組合の場合〉

1. 区分所有者の集会の決議又は持分の合計が過半となる共有者の承諾により、管理者として選任された方であることを証明する書類の写し及び除却・設置工事が施工されることを証明する書類の写し

〈中小企業者の場合〉

1. 法人の登記事項証明書の写し（3か月以内に発行されたもの）
2. 常時使用する従業員の数を確認できる資料

※その他、確認のために必要と認められる書類等を求めることがあります。

工事着手時に提出が必要な書類

1. 港区工事着手届（区様式）
2. 工事契約書の写し（内訳書を含む）

完了報告に提出が必要な書類

1. 港区工事完了報告書（区様式）
2. 港区ブロック塀等除却・設置工事助成金交付申請書（区様式）
3. 施工業者が発行した領収書の写し（内訳書を含む）
4. 施工業者が発行した請求書の写し（委任払いを利用する場合）
5. 工事施工写真
6. 竣工図面（計画図に変更があった場合）
7. 検査済証の写し（設置工事の場合）

手続きの流れ

1 事前相談

区役所窓口もしくは電話で必ず事前相談してください。
区役所窓口：6階 建築課耐震化推進担当

2 「事前協議申請書」の提出

申請書に必要書類を添付し、区役所窓口へ提出してください。
※契約・実施の2週間前までに申請書類を提出してください。

3 「事前協議回答書」の送付

区は内容を審査し、申請者には「事前協議回答書」が送付されます。審査には2週間程度かかります。
※事前協議回答前に施工業者と契約した場合は助成対象外となります。
※施工業者の決定はご自身で行ってください。

4 「工事着手届」の提出

除却・設置工事に契約・着手後、速やかに「工事着手届」に契約書の写しを添付し、区役所窓口へ提出してください。

5 「工事完了報告書」及び「助成金交付申請書」の提出

除却・設置工事完了後、建築基準法による完了検査を受け、「工事完了報告書」及び「助成金交付申請書」に必要書類を添付し、区役所窓口へ提出してください。
※完了報告書等の提出は、1月末までお願いします。

6 「助成金交付決定通知書」の送付

区は内容を審査し、助成金額を決定します。申請者には「交付決定通知書」が送付されます。

7 「助成金交付請求書」の提出

「助成金交付請求書」に助成決定金額を記入の上、区役所窓口へ提出してください。委任払い制度もご利用いただけます。

8 助成金交付

助成金は依頼のあった口座に振り込まれます。



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。

発行番号：30181 - 5026

このパンフレットについての問合せ先

港区街づくり支援部 建築課 耐震化推進担当

〒105-8511 港区芝公園 1-5-25 電話 03-3578-2844、2845